

平成13年度当初予算 基本事務事業目的評価表

基本事務事業名] (201) 差別を差許さない社会啓発推進事業

評価年月日]

平成12年11月14日

担当部課名]

生活部 同和課

記入課名・課長名・電話]

同和課長 長田 芳樹 059-224-2293

1 総合計画の政策体系上の位置づけ

政策：(I-1) 人権の尊重

施策：(2) 同和対策の推進

総合計画の目標項目 差別意識の解消

波及効果 副次的効果を及ぼすと考えられる施策：人権施策の総合推進

2 基本事務事業を巡る環境変化 過去、現状、将来)

昭和40年代後半から同和問題の解決に向けハード・ソフト（教育・啓発）面から政策が展開されてきたが、人権問題の一つとして、同和問題の啓発の必要性が強く打ち出されている。また、世界的に人権尊重の気運が高まりつつあり、今後マスメディアを活用した幅広い一般県民への啓発が必要となる。

3 基本事務事業の目的と成果

3-(1) 対象と意図 何をどういう状態にしたいのか)

県民一人ひとりに対し、同和問題の正しい理解と認識を深める。

3-(2) 成果指標名・成果指標式 総合計画の目標項目には＊を付す)

定期的に行われる県民意識調査に基づき、理解率を測定する。

②変更した場合の成果指標名・成果指標式

3-(3) 設定した成果指標に関する説明 指標動向に影響する要因、指標の有用性、設定の理由など)

同和問題の解決とは、部落差別を許さない社会の実現であり、県民意識調査により、ある程度の理解率を推計できるが目に見える成果指標ではない。

3-(4) 結果 施策における2010年度の目標)

差別意識の解消

4 基本事務事業の評価

4-(1) 前年度(11年度)における基本事務事業の結果評価

①前年度に行った内容と成果

「調査研究事業」「研修・講演会事業」「啓発活動放送事業」「資料作成事業」「市町村啓発委託事業」「その他啓発活動事業」等、限られた人員と予算の中でバラエティに富んだ事業展開ができた。

<同和課長>

(内容) 県土整備部関係団体職員に対し、人権啓発研修を行った。<建築住宅課長>

(成果) 人権意識の向上が図れた。<建築住宅課長>

②前年度に残った課題

マンネリ化をさけ、親しみのある新しい啓発事業の展開<同和課長>

4-(2)本年度(12年度)における基本事務事業の見込み評価

①本年度行っている内容と本年度終了時に見込まれる成果

親しみのある新しい啓発事業については、従来の行政の事業の「かたい」「おもしろくない」というイメージをうち破るものができると思込まれる。<同和課長>

(内容) 県土整備部関係団体職員に対し、昨年とは違う方面からの人権啓発研修を行う。<建築住宅課長>

(成果) 昨年とは別の面から捉えた人権啓発を行うことにより、人権尊重の理解を求められる。<建築住宅課長>

②本年度残ると思われる課題

限られた予算の中で、なにかが一番啓発効果が高いのかの検討が必要。<同和課長>

5 基本事務事業の改革方向

啓発効果を薄めることなく効率化を図る。＜同和課長＞

6 成果指標値及びコスト等の推移

	成果指標値		総合計画 目標数値	予算額等 (千円)		必要概算 コスト(千円)
	目 標	実 績		所要時間 時間	時間	
前々年度 (H10年度)	50%		———	141,487 12,332		193,036
前年度 (H11年度)	60%		———	132,898 12,332		184,076
本年度 (H12年度)	60%		———	128,138 12,660		181,183
本年度補正後 (H12年度)	60%		———	+ 1,216 0		+ 1,216
翌年度 (H13年度)	60%		———	138,843 12,660		191,888
計画目標年次 (H 年度)	100%		———	———		———

7 翌年度(H12年度)の基本事務事業における事務事業戦略プランシート(PPM : Project Portfolio Matrix)

〈必要概算コスト： ☆5億円以上 ◎～1億円 ◇～5千万 △～1千万 ・1千万未満 *休止・廃止〉

基本事務事業の成果向上への貢献度合

直接的に貢献する

間接的に貢献する

貢献度合の考慮外
～活動基盤となる
事務事業など

- ◇同和問題啓発基礎事業費（同和課）↑
- ◇同和問題啓発事業費（同和課）↑
- ・同和問題研究費（健康福祉政策課）→
- ・住環境整備事業事務費（建築住宅課）→

即効性（2年以下）

中期的（3年～5年）

長期的（6年以上）

効果発現までの期間

※ 各事務事業名の右に付した矢印は、それぞれの事務事業に対する力の入れ具合である「注力」の変化の方向を表している。

※ 新規事務事業には、事務事業名に(新)を付す

[illegible]